



平成20年3月14日
内閣府（防災担当）

「平成十二年から平成十八年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり、既存政令の一部改正を行うこととしました。

I 背景

三宅島については、法に基づき、平成15年3月、「平成12年から平成14年までの間の三宅村の火山現象による災害」を局地激甚災害に指定しました。その後、平成15年以降においても災害が継続したため、平成16年3月以降4度にわたり、災害期間を1年ずつ延長してきました。

II 政令の概要

今回の政令は、平成19年においても、三宅島の火山活動は「やや活発な状況」で経過していることから、災害期間をさらに1年間延長し、「平成19年まで」とするものです。

<参考：三宅島については、以下の措置が指定されています。>

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等（以下「負担法等」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

（過去5ヶ年平均 公共土木施設 70%→81%）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

（過去5ヶ年平均 農地 84%→94%）

(3) 森林災害復旧事業に対する補助の特例（法第11条の2）

激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

都道府県の行う事業に対し 1/2

都道府県以外の者が行う事業に対し 2/3（都道府県 1/6、国 1/2）

(4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第四十四号

平成十二年から平成十八年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じじん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成十八年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成十八年」を「平成十九年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。